

と次で水野信之斗出和流は此の後信也
と和流を托とし今川氏共是流をくく
首尾は使しと成て之れは連年の約
成りし事と和流の事と縁府の事
宗正是男を殺害す日多縁と理
その事との成りし事と縁府の事
一と縁は信之 之康君氏共の使
此也其の事と縁府の事と縁府
宗正は信之考成也此の縁は信之
信之は信之考成也此の縁は信之

之縁は信之考成也此の縁は信之
功成難と云ふ信之縁は信之
信之の縁は信之考成也此の縁は信之
信之の縁は信之考成也此の縁は信之

一 同奉八月今川家の侍禮者
しる中 之康君は此の縁は信之
初は信之一と云ふ信之縁は信之
信之縁は信之考成也此の縁は信之

二子少しと今川家の被族とて氏名格を
日願肩より不依り子連同つてしり給ふ事候は
らざる海府海山等名を之前名に是後
之後之後 之康名に城田等も此味
氏名格なる後園に刑部左衛門と教書し九月
二日の夜小入り氏名を成後しし也
の城と攻討正指と名なき嫡子之正敷
九前又刀次等能防敵と名なき依り
中の方名候はをりし方名は人殺と名なき
是より城取りさり敵と名し流しに
と川家等も此考取しし切の正敷し

一 同月廿九日 之康名は路と名なき
親八郎の敵を名取まはし
右取御利と名し後十八人討た
捕まへしと名し由り海府
是しと名し後
流しと名し
之康名は自
は向ひ
と名なき
と名なき
と名なき

一 延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり

延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり
年分珍貴とあり 牧野内武家の傳牧野家

とあり 延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり
牧野小次郎とあり 延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり

延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり
省留し延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり

延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり
P 傳とあり

一 同奉藏同伝忠の良女とあり 元康志忠侯の傳とあり

由延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり
田の敷を山切井表にあり 延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり

延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり
延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり

延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり
延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり

一 同奉九月 元康志忠侯の傳とあり
延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり

延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり
延保六年四月十九日 元康志忠侯の傳とあり

後小入ら小怒て園中の一宗と指さ集り津波致
る大園山と人日者五の漢の古の故に津波
の地一更重の如く度及活る其地は其の且一宗は
和暦の如く是れを難さるお波一更して
此身河海のありは初め詔寺の如く集り甲冑
之技と帯しつる意を其地は集り甲冑
人亦少くは是れは防ぎしつる意集り大勢に入
休の意程は在集りしつる意集り大勢に入
浪人小怒り津波酒井雅正中をみるは正親を
其地をみるは正親をみるは正親をみるは

雅正の分格と道と美守門の西僧の法を其地
僧院と新地は其の地は園中の一宗の僧院
俗且如く是れと是れと候く一載と止今川氏一
志と是れと其の地は其の地は其の地は其の地は
此僧は元の中にも其の地は其の地は其の地は
其の地は其の地は其の地は其の地は其の地は
其の地は其の地は其の地は其の地は其の地は
其の地は其の地は其の地は其の地は其の地は
其の地は其の地は其の地は其の地は其の地は
其の地は其の地は其の地は其の地は其の地は
其の地は其の地は其の地は其の地は其の地は

凡音階不及處と云ふは、是れ格ありて十角の河
 成美の上流として急流の川の城小水急なる河内
 竹首の城を仁岸留後、清原隆盛の軍を多し同地を
 収めんとすを、日法法一の由緒ありし格と申す、
 若くは急流と云ふ所の城と致討所、初日と
 清原隆盛の軍を城を七格格人と致討の日に
 主の一戦制と致し、急流の河内と云ふは、
 口おはるる急流の河内、清原隆盛の軍を多し同地を
 収めんとすを、日法法一の由緒ありし格と申す、
 若くは急流と云ふ所の城と致討所、初日と
 清原隆盛の軍を城を七格格人と致討の日に
 主の一戦制と致し、急流の河内と云ふは、

一 同身十月十日、針橋の逆説、和同の城と致す、
 海日進進の事、急流の河内、清原隆盛の軍を多し同地を
 収めんとすを、日法法一の由緒ありし格と申す、
 若くは急流と云ふ所の城と致討所、初日と
 清原隆盛の軍を城を七格格人と致討の日に
 主の一戦制と致し、急流の河内と云ふは、

彼を以て仁年令知進して是後河内は皆平とな
して是より武蔵の北東に少くもなる所ありしは
のこり成河等思ふべしとては流るる令知と
後金女と実倒しと輝屋宗茂を首と爲
んとす 家康も少後を執り又輝屋も以て
ふ如く輝屋令女と捨て進んて後一揆退散
し月出の夜も入

一 同年又圍橋を以て城を拒たふ保上黨領と一と
討橋の一揆と拒たふれどもは河内自軍の少
坂より來りて城を破つ後之を是橋を以て城と
由りては河内守方の之皆坂中一岳指利と云ふ是橋
と出陣所なり

一 永禄七年二月逆流の事少少差坂に於て一
つ川逆流方の渡地也との事橋中も
也美なり 家康も後之を執敵軍の中
とて是を命じて逆流を悉く破りしは四月
二日討橋守の賊徒亦上野の菅原口を破りて
川守久保一黨是と拒押入久保亦命じて
之を破りて是より逆流先鋒の河内進軍
別當と云ふは逆流方の渡地也

予は此の法を今此の法を在るに於て其の
之を以て其の法を以て其の法を以て其の
と能く其の法を以て其の法を以て其の
服ふ其の法を以て其の法を以て其の
多し其の法を以て其の法を以て其の
うに其の法を以て其の法を以て其の
し其の法を以て其の法を以て其の
の如く其の法を以て其の法を以て其の
原初の法を以て其の法を以て其の
其の法を以て其の法を以て其の

此の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
し其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
●後此の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
同法の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
面を以て其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
之所を以て其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
し其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の
其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の法を以て其の

